

空き家バンク制度をご存知ですか？

問 谷和原庁舎開発指導課 ☎58 - 2111 (内線5406)

近所に空き家がある…



空き家バンク制度って？



近年、人口減少や高齢化などに伴い、市内で**空き家が増加**しています。中にはきちんと管理されていない空き家もあります。

空き家の管理は所有者の責任。市ではこうした空き家の所有者に連絡を取り、適切な管理をお願いしていますが、未把握の空き家もまだまだあります。

家屋の老朽化や地域の過疎化を止めるためにも、近所の空き家の情報をお持ちの方は提供をお願いします。いただいた情報は、空き家の所有者などへの連絡や、**空き家バンク**への登録などに利用されます。

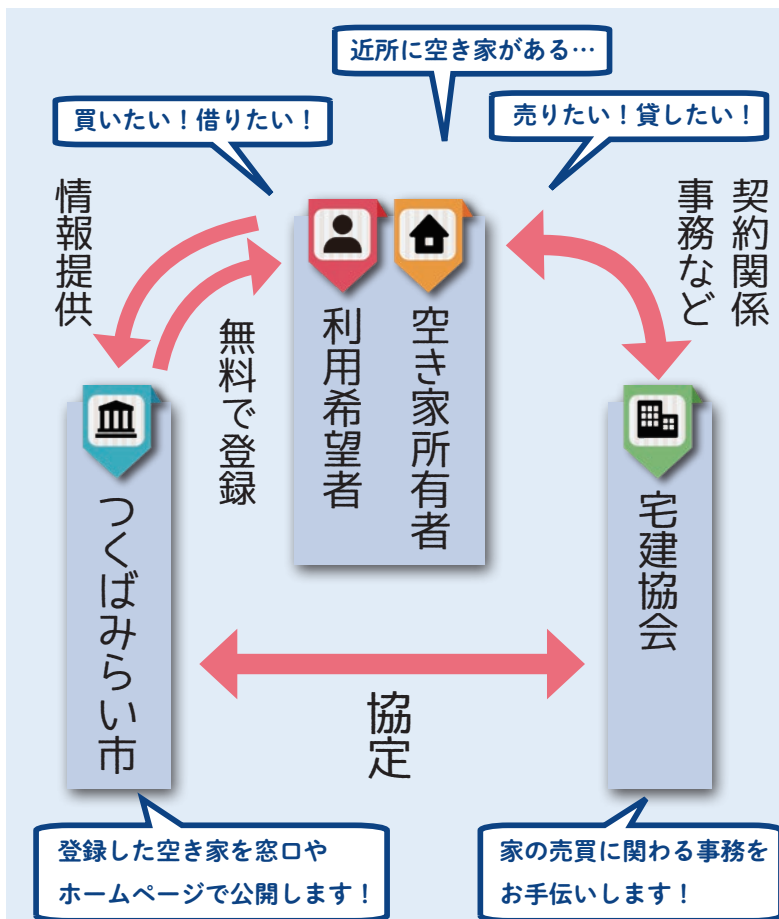
市内の空き家を有効活用して、**定住促進**や**地域活性化**することが目的の制度で、**無料で登録**できます。

空き家を「**売りたい・貸したい**」方の情報を登録・発信し、「**買いたい・借りたい**」方との橋渡しを行います。

◎売買や賃貸借の交渉、契約に関する媒介行為は、市と提携している「茨城県宅地建物取引業協会」に仲介を依頼することもできます。

◎空き家の状況などによっては登録をお受けできない場合があります。

その他詳細についてはホームページまたは開発指導課で確認可能です。



1

利用希望者・所有者

市空き家バンクに登録

※利用希望者、所有者ともに**必須**

2

利用希望者のみ

交渉したい空き家を見つけて**申請書**を作成し、市へ提出。

3

利用希望者・所有者

取引成立！

※事務は宅建協会がお手伝いします